

第2期出雲市空家等対策計画に掲げる 具体的な取組の令和4年度実施状況

1. 空家の発生予防

様々な機会における啓発活動の実施

●市民意識の醸成、啓発、情報発信の強化

空家等の発生予防として、幅広い世代に空家等がもたらす問題や身近に起こりえる問題として認識していただくことが重要です。広報いずもやホームページ、また、関係機関の広報誌などを活用し、分かりやすく、工夫をした情報発信に取り組みます。

- 広報いずもや関係団体の機関紙等を活用するとともに、ホームページのトップページに「空き家対策」のバナーを設けて、市補助制度や連携協定を締結している民間団体の紹介、また、空き家等に関する相談先一覧を掲載するなど、分かりやすく情報発信に努めています。

●連携協定を締結している民間団体の活動支援

本市と連携協定を締結し、空家に係る啓発活動、発生予防、各種相談事業などに取り組んでいる、NPO法人出雲市空き家相談センター、NPO法人ひらた空き家再生舎、(一社)全国古民家再生協会島根第一支部に対して、協力、支援を行います。

また、民間活力を活かした対策を実施するため、空家相談やいずも空き家バンクなど、民間団体への事業委託の可能性について検討を行います。

➤ 【NPO法人出雲市空き家相談センター】

- ・令和4年度から「空き家安心サポート委託事業」として『空き家相談・地域支援事業』と『いずも空き家バンク運営事業』をNPO法人出雲市空き家相談センターに委託しています。(相談事業等の実績は16ページに記載)
- ・毎月開催されている同センターの定例会に参加し、相談事例検討や会員との情報共有に努めています。

➤ 【(一社)全国古民家再生協会島根第一支部】

- ・(一社)全国古民家再生協会島根第一支部が主催する終活セミナーや未来を担う学生に身近な地域の風景や古民家の魅力を感じてもらい、地域の活性化につなげることを目的とした「古民家フォト甲子園」の後援・周知等を行っています。

➤ 【NPO法人ひらた空き家再生舎】

- ・NPO法人ひらた空き家再生舎は、令和3年度に引き続き、国土交通省「住宅市場を活用した空家対策モデル事業／空き家に関する相談窓口等の民間連携事業」の事業採択を受けており、本市と連携し、所有者等に対する空き家アンケート調査、空き家状況調査及び空き家相談会の各種事業を実施しています。

➤ 【(公社) 出雲市シルバー人材センター】

- ・ (公社) 出雲市シルバー人材センターと「空き家の発生予防及び管理に関する連携協定」を締結しました。同センターと相互に連携・協力し、高齢者が元気なうちに、空き家となる前から、相談窓口の紹介、相続登記の推進、適正な管理方法などの周知を図り、将来の空き家の発生予防及び管理に努めています。
- ・ 出雲市シルバー人材センターが実施している「空家等点検サービス」の周知等を行っています。

●地域や関係団体との連携による啓発活動等の実施

空家等が引き起こす問題について、自治協会やコミュニティセンターなどの関係団体との共通認識を深め、連携を図りながら、地域住民が相互に協力し、地域社会づくりを進めることが効果的な予防策につながります。関係団体に本計画や具体的な取組について周知を行うとともに、関係団体が開催する会合等に出向き、啓発活動の充実を図ります。

- コミュニティセンター長会において、第2期空家等対策計画の取組や空き家等に関する相談先一覧、また、連携協定を締結している民間団体の周知を行い、地域団体等との連携を図り、空き家について共通認識を深めています。

●相続登記の促進

相続登記がなされていない物件は、所有者等を特定することが難しくなり、空家の利活用等の妨げとなります。また、令和3年の法律改正により、相続登記が義務化されたことから、新しい相続登記制度について法務局などの関係機関とともに周知を図り、相続登記の促進を図ります。

- ・ 市役所死亡手続きワンストップ窓口サービスにおける相続登記の促進
- ・ すべての課税明細書における登記名義人の表示（お亡くなりになった登記名義人が課税明細書に記載されていれば、相続登記が済んでいないことが分かり、相続登記を行う動機付けとなります。）

- 広報いずもやホームページを活用し、相続登記の義務化について周知を図っています。
- 相続登記がなされていない空家の所有者等に適正管理依頼を行う際、相続登記の推進に係るパンフレットも同封し、周知を図っています。
- 出雲市シルバー人材センターと相互に連携・協力し、高齢者が元気なうちに、空き家となる前から相続登記の推進などの周知を図り、将来の空き家の発生予防及び管理に努めています。（一部再掲）
- 県司法書士会と連携し、同会が毎月開催し、相続登記などの相談が多い無料法律相談会について広報いずもや市ホームページに掲載し、周知を行っています。
- 県土地家屋調査士会出雲支部と連携し、同支部が開催する無料登記相談会について広報いずもや市ホームページに掲載し、周知を行っています。

●空き家の譲渡所得の特別控除制度の周知・活用

相続により取得した家屋等を譲渡した場合に適用される「空き家の譲渡所得の特別控除制度」の周知を図り、制度の活用を促進します。

- ホームページに特別控除制度について掲載するとともに、空き家等に関する相談先一覧にも掲載し、周知を行っています。

行政の働きかけ、相談体制の充実等

●相談先の紹介

市内には、NPO法人出雲市空き家相談センター、NPO法人ひらた空き家再生舎、(一社)全国古民家再生協会島根第一支部など、各種相談事業や終活セミナーに取り組んでいる民間団体や、弁護士会、行政書士会、司法書士会、土地家屋調査士会などの専門団体などがあります。所有者等に相談ができる団体を紹介するとともに、早めの相談の意識付けを図ります。

- 空き家等に関する相談先一覧を作成し、ホームページ、広報いずも、コミュニティセンター長会、市職員IPKなどで周知を行っています。(一部再掲)
- 出雲市シルバー人材センターと「空き家の発生予防及び管理に関する連携協定」を締結しました。協定では『空き家の発生予防』として、同センターと連携・協力し、高齢者である同センターの会員及び入会希望者に対して、連携協定を締結している、NPO法人出雲市空き家相談センター、NPO法人ひらた空き家再生舎、(一社)全国古民家再生協会島根第一支部や空き家等に関する相談先一覧について周知を行い、早めの相談の意識付けを行っています。(一部再掲)
- イオンモール出雲に新たに設置された『デジタルサイネージ「わが街NAVI」』を活用し、連携協定を締結している民間団体の情報を発信しています。

●相談会、各種セミナーなどの開催

それぞれの家屋の問題点や将来の課題について、市民や地域が広く知識を持てるよう、相談会や各種セミナーを開催していきます。

- NPO法人出雲市空き家相談センターによる「空き家ワンストップ相談会」、NPO法人ひらた空き家再生舎による「空き家相談会」の協力・支援を行っています。
- 総務省島根行政監視行政相談センターによる「出雲合同行政相談所」に『空き家相談ブース』を設けていただき参加しました。
- 市職員の意識の醸成、啓発、情報提供を図るため、市職員を対象とした研修会「空き家よもやま話」を開催し、多くの市職員が研修会に参加しました。

●様々な家族事情等を踏まえた関係機関との連携

社会の多様化による様々な家族事情等を踏まえ、ひきこもり支援センターや母子・父子自立支援員などの関係機関と連携し、空家問題に係る情報提供に取り組みます。

- 家の将来について不安や悩みを持つ方は高齢者だけではなく、引きこもりの子どもがいる家族も不安を抱えていることから、島根県ひきこもり支援センター(出雲保健所心の健康支援課)と意見交換を行うとともに、空き家等に関する相談先一覧やNPO法人出雲市空き家相談センターなどの相談窓口の情報提供に努めています。

●出身者会等を通じた情報発信

出身者会等を通じて情報発信を行うとともに、県外でのイベント開催時にパンフレットを配布するなど、空家相談を行う民間団体やいずも空き家バンクなどの情報提供を行います。

- 県外で開催される出身者会の総会時に、NPO法人出雲市空き家相談センターなどの民間団体やいずも空き家バンクのチラシを配布し、県外の空家所有者にも情報提供に努めています。

●学校教育における情報提供、協力

市内の中学校、高校では、総合的な学習の時間に空家問題をテーマとして地域の課題について学んでいます。若い世代にとっても空家は身近な存在であると認識いただき、家族で家の将来について話し合い、意識を高めてもらえるよう、総合的な学習において、空家等のデータ提供、空家等に係る解説などの協力を行います。

- 出雲高校、出雲工業高校の生徒が取り組む空き家をテーマとした地域課題学習等に協力を行うとともに、若い世代にとっても空家は身近な存在であると認識いただき、家族で家の将来について話し合い、意識を高めていただくよう、アドバイスをを行っています。

●住宅の良質化・持続化等の支援

市木造住宅耐震化促進補助事業の活用を促し、良質で安全な住まいづくりを推進し、長期にわたる居住、使用が可能となるよう支援します。また、市定住促進住まいまちづくり助成事業により、住宅改修に係る費用の一部補助を行い、子育て世代などの定住を促進し、空家の利活用を図ります。

- 秋季建築物防災週間にあわせて、木造住宅の耐震化促進事業や住宅の耐震対策出前講座などについて広報いずもに掲載し、周知を行っています。


広報いずも 10月号

空き家等相談先一覧（表紙）

**空き家に困ったら専門家や関係機関に
お気軽にご相談ください**

空き家問題は、相続、登記、不動産売買などが関係し、解決方法もそれぞれ異なります。そのため、空き家となる前から家の現状を把握し、管理できる者はいるのか、誰が相続するのか、売却するのか、または解体するのかなど、親族の皆さんで家の将来について話し合うことが重要です。

市では、空き家の状況に応じた相談先一覧を作成し、ホームページに掲載しています。空き家問題は一人で解決できません。お気軽に専門家や関係機関にご相談ください。

詳細はこちら→ 

おたすね／空き家対策室 ☎ 21-6210

空き家等に関する相談先一覧

出雲市建築住宅課空き家対策室

空き家問題は、相続、登記、不動産売買などが関係し、また、解決方法もそれぞれ異なります。特に空き家となる前から家の現状を把握するとともに、家族で管理できる者はいるのか、誰が相続するのか、売却するのか、または解体するのかなど、親族の皆さんで家の将来について話し合うことが重要です。空き家問題は一人で解決できません。お気軽に関係機関や専門家にご相談ください。

相談内容	関係機関	連絡先
空き家等に関する相談全般について	出雲市空き家対策室	(0853) 21-6210
	NPO法人出雲市空き家相談センター	080-2936-7559
	平田地域にある空き家等について	NPO法人ひらた空き家再生舎
宮民家の再生・活用について	(一社)全国古民家再生協会鳥取第一支部	(0853) 25-8899
空き家等の発生予防		
相談内容	関係機関	連絡先
相続登記等について (相続登記がしていないと売却できないが、相続人が分らない、話し合いがまとまらない、登記の変更はどこに相談すればいいのかなど)	NPO法人出雲市空き家相談センター 鳥取県司法書士会 司法書士総合相談センター (毎週月・木曜日 12:00-15:00)	080-2936-7559 (0852) 60-9211

1P/4P

2. 空家の適正管理の促進

適正管理に関する情報提供の実施

●所有者等への情報発信

空家等の適正な管理を促進するためには、所有者等に管理者としての意識と、適正管理に対する意識の醸成を図ることが重要です。広報いずも、ホームページ、チラシ等を利用して、分かりやすく、空家等の適正管理に関する周知・啓発を行います。

- ホームページやチラシ等を活用し、所有者等に対して管理者としての意識の醸成を図り、分かりやすく空家の適正管理に関して周知等を行っています。

●管理サービス等を実施する民間団体等の情報提供

建物の修繕や庭木の管理など、空家等の管理サービスを行う民間団体等の情報収集に努め、所有者等に情報提供を行います。

- 出雲市シルバー人材センターが実施している「空家等点検サービス」の周知等を行っています。なお、「空家等点検サービス」は、令和5年度「日本の心のふるさと出雲」応援寄付返礼品（体験型サービス）に登録します。（一部再掲）

●リフォーム・解体ローンを実施している金融機関の情報提供

所有者等の中には、リフォームや除却の意向はあるものの、経済的な理由から費用を直ちに用意できない場合も少なくありません。現在、空家等のリフォームや解体に係る資金をローンで提供している金融機関もあることから、空家等の所有者等にローン商品を提供している金融機関の情報を提供します。

- 所有者等からの相談時、必要に応じて、商品を提供している金融機関の情報を提供しています。

「空家等点検サービス」
チラシ

空家等のお悩み
お手伝いします。

2024.10.1作成

空家等 点検サービス

お存じに代わって、お宅を訪問します。

目視 でチェック!
家の外側から基礎・敷地内に問題がないか確認します。
①【家】 屋根、外壁、付帯、基礎の確認
②【敷地】 囲壁、塀、不法侵入などの確認
③【その他】 不審な異音、異臭の状況

報告書 でお知らせ!
①実施報告書(写真添付) ②領受書をお送りします。
* 料金は銀行振込でお支払いください。

この2つをセットで
1回/1,850円
で実施いたします。

さらに 追加作業(別料金)もお預けします。
同センターで対応できる仕事は、事前にお見積りのうえ、実施することができます。
【仕事の内容】
敷地内の除草、枯木の剪定、薪そうじ、屋根の大工仕事、遺構物の撤去など

公益社団法人
出雲市シルバー人材センター
〒693-0002 島根県出雲市町北本町2丁目1番地6
出雲市シルバー人材センター 出雲 TEL 0853-24-1787

行政の働きかけ、取組強化

●空家等に関する情報を集約したデータベースの管理等

空家等実態調査や苦情等による空家等の情報を集約したデータベースを随時更新し、適正管理に向けた対応状況や利活用を図るための物件情報として活用します。

- 苦情等や建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体届出などにより、随時、空き家データベースを更新しています。

●土地の境界確認に係る対応

空家の利活用や除却後の跡地利用を行う際、近隣トラブルなどにより土地の境界が確定しないため、売却等が進まないケースがあります。境界や不動産登記に関する無料相談会を実施している土地家屋調査士会と連携を図り、相談会等の周知を行います。

また、地籍調査に係る国予算等を確保し、地籍調査の推進を図ります。

- 土地の境界が確定していないと空家の利活用が進まないことを知らない所有者も多いため、空き家に関する相談先一覧に土地の境界確認等の事例を加えて、相談先の周知を行っています。
- 県土地家屋調査士会出雲支部と連携し、同支部が開催する登記相談会について広報いずもやホームページに掲載し、周知を行っています。（再掲）

出雲市空き家データベース

ID	住所名	所在地	用途	状態
853-110	住宅用			
853-116	住宅用			除却済
853-11	住宅用			

3. 空家の利活用の促進

利活用に関する情報提供の実施

●いずも空き家バンクの周知、活用

いずも空き家バンクへの登録や活用を促進するため、広報いずも、ホームページ、フェイスブック、チラシ等を利用して積極的に周知し、所有者等に登録を促します。

また、不動産業者などの関係団体と連携し、登録の増加を図ります。

- 広報いずも、ホームページ、空き家に関する相談先一覧などを利用して積極的に周知し、所有者等に登録を促しています。
- 県外で開催される出身者会の総会時において、いずも空き家バンクのチラシを配布し、情報発信を行っています。
- NPO法人出雲市空き家相談センター及び同センターの会員である出雲宅建センターに積極的な登録を依頼するとともに、情報共有に努めています。
- ブラジル国籍の外国人住民を雇用・派遣している市内派遣事業者2社と外国人の近況、住宅事情、空家購入の可能性などについて意見交換会を実施しました。
- ブラジル国籍の外国人住民が空家を購入しやすい環境整備を図るため、ポルトガル語に翻訳した「いずも空き家バンク」チラシを作成し、ホームページ、フェイスブックなどで周知を行っています。

〔令和4年度いずも空き家バンク登録・成約状況／地域別〕

項目／地域		出雲	平田	佐田	多伎	湖陵	大社	斐川	合計
登録	空き家	5	4	2	1	0	2	2	16
	空き地	1	0	0	0	0	0	2	3
	計	6	4	2	1	0	2	4	19
成約	売買	9	4	1	1	1	1	1	18
	賃貸	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	9	4	1	1	1	1	1	18

〔年度別いずも空き家バンク登録・成約状況／売買・賃貸合算〕

年度	空き家					空き地		合計	
	登録	成約				登録	成約	登録	成約
		合計	県外	市外	市内				
R4	16	16	5	1	10	3	2	19	18
R3	18	14	2	1	11	2	0	20	14
R2	24	18	2	2	14	2	1	26	19
R1	18	17	4	1	12	8	4	26	21

(令和4年度は令和5年2月末現在)

●移住・定住希望者への情報提供

縁結び定住課と連携し、市や県が開催する移住等の相談会において、移住等希望者に、いずも空き家バンクや不動産業者などの情報提供に取り組みます。

- 縁結び定住課と連携し、各出身者会総会時にいずも空き家バンク事業、自然豊かな地域住まいづくり助成事業、移住促進住まいづくり助成事業、出雲大好き！ターン女性支援事業などの情報提供に努めています。
- 市空き家活用住宅等整備支援補助事業により令和3年度に完成した「県立大学出雲キャンパス学生用シェアハウス」（西林木町）に続いて、令和4年度は「出雲医療看護専門学校学生用シェアハウス」（天神町）が完成し、令和5年4月から学生が入居する予定です。

●外国人住民への情報提供

まちづくりの担い手として活躍し、増加する外国人住民に対して空家情報を提供するため、ホームページの多言語化、やさしい日本語化などに取り組みます。

また、外国人住民を雇用、派遣している民間企業に出向き、意見交換を行いながら、外国人住民が空家を購入しやすい環境整備に取り組みます。

- ブラジル国籍の外国人住民を雇用・派遣している市内派遣事業者2社と外国人の近況、住宅事情、空家購入の可能性などについて意見交換会を実施しました。（再掲）
- ブラジル国籍の外国人住民が空家を購入しやすい環境整備を図るため、ポルトガル語に翻訳した「いずも空き家バンク」チラシを作成し、ホームページ、フェイスブックなどで周知を行っています。（再掲）

●市空き家活用住宅等整備支援補助事業の周知・活用

市空き家活用住宅等整備支援補助事業（シェアハウス改修事業）を周知し、積極的な空家の利活用を促します。

- 市空き家活用住宅等整備支援補助事業により令和3年度に完成した「県立大学出雲キャンパス学生用シェアハウス」（西林木町）に続いて、令和4年度は「出雲医療看護専門学校学生用シェアハウス」（天神町）が完成し、令和5年4月から学生が入居する予定です。（再掲）

●リフォーム・解体ローンを実施している金融機関の情報提供（再掲）

所有者等の中には、リフォームや除却の意向はあるものの、経済的な理由から費用を直ちに用意できない場合も少なくありません。現在、空家等のリフォームや解体に係る資金をローンで提供している金融機関もあることから、空家等の所有者等にローン商品を提供している金融機関の情報を提供します。

- 所有者等からの相談時、必要に応じて、商品を提供している金融機関の情報を提供しています。

行政の働きかけ、取組強化

●活用・流通促進のための環境整備

空家等の活用・流通を促進するには、不動産市場の機能を活かすことが最も有効です。そのため、市場が機能しやすい環境を整備するための取組を推進します。

①所有者等への意向調査（活用の意思）の実施

空家等実態調査のデータを基に、所有者等への意向調査を実施します。この調査結果をもとに、同意を得られた空家データのいずれも空き家バンクへの登録や、不動産業者などの関係団体への情報公開について検討し、流通促進を図ります。

- NPO法人ひらた空き家再生舎と連携し、平田地域に空家を所有する所有者等に対してアンケート調査を兼ねた意向調査を実施しています。

②いずれも空き家バンクの周知、活用（再掲）

いずれも空き家バンクへの登録や活用を促進するため、広報いずれも、ホームページ、フェイスブック、チラシ等を利用して積極的に周知し、所有者等に登録を促します。また、不動産業者などの関係団体と連携し、登録の増加を図ります。

（以下、再掲）

- 広報いずれも、ホームページ、空き家に関する相談先一覧などを利用して積極的に周知し、所有者等に登録を促しています。
- 県外において開催される出身者会の総会時、いずれも空き家バンクのチラシを配布し、情報発信を行っています。
- NPO法人出雲市空き家相談センター及び同センターの会員でもある出雲宅建センターに積極的な登録を依頼するとともに、情報共有に努めています。
- ブラジル国籍の外国人住民を雇用・派遣している市内派遣事業者2社と外国人の近況、住宅事情、空家購入の可能性などについて意見交換会を実施しました。
- ブラジル国籍の外国人住民が空家を購入しやすい環境整備を図るため、ポルトガル語に翻訳した「いずれも空き家バンク」チラシを作成し、ホームページ、フェイスブックなどで周知を行っています。

●外国人住民への情報提供（再掲）

まちづくりの担い手として活躍し、増加する外国人住民に対して空家情報を発信するため、ホームページの多言語化、やさしい日本語化などに取り組みます。

また、外国人住民を雇用、派遣している民間企業に出向き、意見交換を行いながら、外国人住民が空家を購入しやすい環境整備に取り組みます。

- ブラジル国籍の外国人住民を雇用・派遣している市内派遣事業者2社と外国人の近況、住宅事情、空家購入の可能性などについて意見交換会を実施しました。
- ブラジル国籍の外国人が空家を購入しやすい環境整備を図るため、ポルトガル語に翻訳した「いずれも空き家バンク」チラシを作成し、ホームページ、フェイスブックなどで周知を行っています。（再掲）

●居住以外の用途としての利活用の促進

企業のオフィスなどとして空家を活用いただくため、産業政策課と連携し、市外企業に対して利活用に係る補助制度などの情報提供に取り組みます。また、近年、生活基盤を変えず、週末などを複数の地域で暮らすライフスタイル（二地域居住）が注目されています。関係人口を増やし、二地域居住を促進するためにも、海岸部など県外在住者から人気が高い地域からの空き家バンクの登録の増加を図ります。

- 中山間地域の空家の利活用を図るため、ソフト産業を中心とする市外企業に対して、新たにオフィスとして開設するための補助制度について情報提供を行っています。

●地域住民が主体的に取り組む利活用の協力、支援

伊野地区や鳶巣地区など、地域コミュニティの活性化のため、地域住民が主体的に空家の利活用に取り組んでいる地域があります。地域にとっても空家のままにしておかないという意識を高めていただくとともに、自治振興課や市民活動支援課などの関係課と連携し、地域住民が主体的に取り組む空き家の利活用に対して、協力、支援を行います。

- 鳶巣自治協会、伊野自治協会、久村地区連合自治会が主体的に取り組んでいる「地域版空き家バンク」に対して協力を行っています。

●土地の境界確認に係る対応（再掲）

空家の利活用や除却後の跡地利用を行う際、近隣トラブルなどにより土地の境界が確定しないため、売却等が進まないケースがあります。境界や不動産登記に関する無料相談会を実施している土地家屋調査士会と連携を図り、相談会等の周知を行います。

また、地籍調査に係る国予算等を確保し、地籍調査の推進を図ります。

- 土地の境界が確定していないと空家の利活用が進まないことを知らない所有者も多いため、空き家に関する相談先一覧に土地の境界確認等の事例を加えて、相談先の周知を行っています。（再掲）
- 県土地家屋調査士会出雲支部と連携し、同支部が開催する無料相談会について広報いずもやホームページに掲載し、周知を行っています。（再掲）

ポルトガル語に翻訳した「いずも空き家バンク」のチラシ



4. 管理不全な空家等の対応／除却

所有者等による自主的な改善等

●市老朽危険空家等除却支援補助事業の周知・活用

市老朽危険空家等除却支援補助事業を周知し、所有者等による積極的な空家の除却を促します。

- 補助事業の概要等を取りまとめたパンフレットを作成し、（一社）しまね産業資源循環協会解体部会などの関係団体に周知を行っています。また、補助対象となる老朽危険空家の所有者等に直接周知を行い、空家の除却を促しています。
- 令和4年度は令和5年2月末現在、補助事業により4件の老朽危険空家が除却され、現在も老朽危険空家の所有者や管理者と除却について交渉を重ねています。
- 床面積の大きい老朽危険空家の除却を促進するため、令和5年度から老朽危険空家等除却支援事業補助金の上限額を50万円から100万円に引き上げる予定です。
（※現在開会中の3月議会に関連予算案を上程し、審議をいただいています。）
- 補助対象とならなかった空家も相談を契機に除却されており、令和5年2月末現在、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による解体届出により把握した空家の除却件数は114件で、過去最高となっています。

除却前

補助事業により除却された老朽危険空家

除却後



●関係団体との連携強化

（一社）しまね産業資源循環協会解体部会などの関係団体を紹介し、除却に係る情報提供に努めます。

- ホームページに（一社）しまね産業資源循環協会解体部会のホームページを掲載しています。また、所有者等からの依頼に応じて同部会のパンフレットを送付しています。

●リフォーム・解体ローンを実施している金融機関の情報提供（再掲）

空家等のリフォームや解体に係る資金をローンで提供している金融機関もあることから、空家等の所有者等にローン商品を提供している金融機関の情報を提供します。

- 所有者等からの相談時、必要に応じて、商品を提供している金融機関の情報を提供しています。

行政の働きかけ、取組強化

●所有者等に対する適正管理依頼

空家等実態調査や市民からの相談・苦情等により、管理不全な空家等を把握した場合は、所有者等に対して適正管理依頼を行い、改善を求めます。

- 空家等の相談・苦情等を受けた場合、所有者（管理者・相続人を含む）調査を行い、建物の適正管理依頼を行っています。令和4年度の適正管理依頼状況は下記のとおりですが、対象空家28件のうち、
- ・所有者等からの電話連絡、今後の対応相談 17件
 - ・建物の除却 4件
 - ・建物の修繕、樹木の伐採等 3件
 - ・除却・修繕等の検討、準備 6件 となっています。

〔適正管理依頼実施状況〕

年度／地域別		出雲	平田	多伎	佐田	湖陵	大社	斐川	合計
対象空家件数 (実)	R4	14件	3件	1件	1件	1件	8件	0件	28件
	R3	26件	2件	1件	0件	0件	10件	4件	43件
	R2	26件	12件	7件	5件	4件	11件	5件	70件
所有者等人数 (延べ)	R4	17人	4人	1人	1人	1人	14人	0人	38人
	R3	39人	2人	1人	0人	0人	24人	4人	70人
	R2	30人	17人	8人	8人	5人	14人	6人	88人

(令和4年度は令和5年2月末現在)

●空家法による対応

管理不全な空家等で空家法に基づく特定空家等の措置が必要な場合は、空家法、国指針等に基づき、適切に対応していきます。

- 管理不全な空家等については、改善等があるまで所有者等に対して建物の適正管理依頼を行っています。なお、現在、本市には空家法に基づく特定空家等はありません。

●空家法以外の法令等による対応

管理不全な空家等が保安上著しく危険な状態にある場合や、立ち木等が道路に倒壊している場合など、空家法以外の関係法令に基づく措置を実施することで、管理不全な空家等による危険性等の排除と近隣住民の良好な生活環境を保全します。

- 所有者等調査に時間を要している管理不全な空家等が歩行者や通行車両等に被害を及ぼす場合、民法720条（正当防衛及び緊急避難）の規定により、危険を排除する緊急対応工事を実施しています。

場所	緊急対応工事概要
駅南町	建物の屋上の手摺が腐食し、歩道の歩行者に被害を与える恐れが生じたため、手摺等の撤去に係る緊急対応工事を実施しました。
大津町	県道出雲路自転車線沿いに建つ建物の窓ガラス、外部電灯が破損し、同線を利用する中学生や高校生に被害を与える恐れが生じたため、飛散防止等に係る緊急対応工事を実施しました。
大津町	県道出雲路自転車線沿いに建つ建物の屋根に設置された看板が破損、落下し、同線を利用する中学生や高校生に被害を与える恐れが生じたため、飛散防止等に係る緊急対応工事を実施しました。
大社町 杵築南	市道宮内川方線沿いに建つ空家の屋根が強風により剥離し、通行人や通行車両に被害を与える恐れが生じたため、飛散防止等に係る緊急対応工事を実施しました。
小伊津町	空家の外壁や窓枠等が強風により破損し、周辺家屋や住民に被害を与える恐れが生じたため、撤去等に係る緊急対応工事を実施しました。
大社町 杵築北	市道海岸線沿いに建つ空家の屋根に設置されている温水器が強風により破損し、通行人や通行車両に被害を与える恐れが生じたため、撤去等に係る緊急対応工事を実施しました。
西神西町	県道多伎江南出雲線沿いに建つ空家の一部が倒壊し、通行人や通行車両に被害を与える恐れが生じたため、部材の撤去等に係る緊急対応工事を実施しました。

（令和5年2月末現在）

工事前

強風により剥離した屋根の修繕

工事後



●所有者不明、相続人不存在の場合の対応

所有者の所在が不明、死亡又は不存在の空家等について、所有者不明土地(建物)管理制度、管理不全土地(建物)管理制度の活用を含め、問題解決を図るための方法を検討します。

また、市民の安全・安心を確保するため、雪害、地震、風水害、土砂災害等の災害により被害が生じた又は被害が見込まれる所有者不明等の老朽危険空家等について、緊急的又は予防的な除却等を行い、危険性の排除に努めます。

- NPO法人出雲市空き家相談センター一定例会の事例検討会にて、不在者財産管理制度や相続財産管理制度について意見交換を行っています。

●土地と建物の所有者が異なる場合の対応

空家となっている建物とその敷地の所有者が異なる場合で、建物の所有者が所在不明等になっており、土地所有者の所在が把握できている場合でも、空家法が建物だけでなく土地も含めて「空家等」と定義し、法の対象としているにも関わらず、土地所有者の責務について明確に規定されていないため、土地所有者に何らかの対応、負担を求めることが難しい状況です。今後も土地所有者に対して対応を求めています。相続財産管理人制度などの管理制度の活用について検討します。

- 土地と建物の所有者が異なる場合、権利関係が複雑になるため、NPO法人出雲市空き家相談センター一定例会の事例検討会にて様々な専門家の意見等を集約し、最善な対応策について検討を重ねています。

●土地の境界確認に係る対応（再掲）

空家の利活用や除却後の跡地利用を行う際、土地の境界が確定しないため、売却等が進まないケースがあります。境界や不動産登記に関する無料相談会を実施している土地家屋調査士会と連携を図り、相談会等の周知を行います。

また、地籍調査に係る国予算等を確保し、地籍調査の推進を図ります。

- 土地の境界が確定していないと空家の利活用が進まないことを知らない所有者も多いため、空き家に関する相談先一覧に土地の境界確認等の事例を加えて、相談先の周知を行っています。（再掲）
- 県土地家屋調査士会出雲支部と連携し、同支部が開催する無料登記相談会について広報いずもやホームページに掲載し、周知を行っています。（再掲）

●住宅用地特例が適用された場合と同様の固定資産税等の減免の検討

空家の除却が進まない要因の一つとして、空家を除却し、更地にした場合、住宅用地特例の適用がなくなり、土地に係る固定資産税等が高くなることが挙げられます。全国的には、空家を除却した土地について、一定の要件のもと、一定の期間、固定資産税等の減免を行っている自治体があります。固定資産税等の減免については、空家の所有者による除却の動機付けにつながると思われることから、減免措置を実施している自治体の取組状況や効果等について情報収集を行い、検討を行います。

- 空家の除却後の固定資産税等の減免の実施については、担当課である資産税課と減免措置等を実施している自治体の取組状況やその効果、また、現在、国会で審議されている空き家対策特別措置法改正案に規定される「管理不全空き家」の情報収集等を行っています。

【住宅用地に対する課税標準の特例の適用】

固定資産税及び都市計画税において、住宅が建っている土地については住宅用地に対する課税標準の特例の適用を行い、税負担の軽減を行っている。

〔200㎡以下の小規模住宅用地〕

- ・固定資産税の課税標準額を評価額の1/6
- ・都市計画税の課税標準額を評価額の1/3

〔200㎡を超える部分の一般住宅用地〕

- ・固定資産税の課税標準額を評価額の1/3
- ・都市計画税の課税標準額を評価額の2/3

関連資料／関連報道記事

●NPO法人出雲市空き家相談センター

空き家安心サポート委託事業「空き家相談・地域支援事業」実績（～2月末）

① 空き家相談業務

R4年	相談件数						その他(取得、 近隣関係)
	売却 利活用	除却	管理	相続	終活等 将来相談		
6月	19	10	2	1	1	1	4
7月	18	11	2	0	0	1	4
8月	21	11	2	3	0	3	2
9月	18	8	1	0	2	2	5
10月	21	10	1	0	2	1	7
11月	15	7	1	0	1	0	6
12月	13	8	0	0	1	0	4
1月	15	9	1	0	0	0	5
2月	20	9	1	0	0	1	9
計	160	83	11	4	7	9	46

※一つの案件に複数の相談内容がある場合は主な相談内容にカウント

② ワンストップ空き家相談会の開催

不動産の売却、利活用、管理、将来の相続に向けた対策や不動産に関する困りごとなどについて、宅地建物取引士、土地家屋調査士、司法書士、税理士、建築士、地元信用金庫、遺品整理士など、様々な専門家が集まりアドバイスを行っています。相談者にとっても都合がよく、多くの相談申込をいただき、大変好評を得ています。

《開催状況》

- ・日時 令和4年9月24日（土） 13：00～16：30
- ・場所 出雲市役所本庁 くにびき大ホール
- ・相談者数 51組（事前予約：45組 当日：6組）
ZOOMによるオンライン相談も実施（上記相談のうち3組）

③ 地域支援事業

地域団体や市内NPO団体との意見交換を行い、空き家に対する意識醸成、協力体制の構築を図っています。

R4年	内 容
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・市内NPO法人による連絡会議への出席 ・市と連携協定締結している3団体（出雲市空き家相談センター、全国古民家再生協会島根第一支部、ひらた空き家再生舎）との連絡会議を開催 ・雲南市役所の空き家勉強会に招聘、センターの活動説明
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・市内NPO法人による連絡会議への出席 ・ひらた空き家再生舎との連携協議
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・市内NPO法人による連絡会議への出席 ・多伎を元気にする会との連携協議（多伎行政センター訪問）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・市内NPO法人による連絡会議への出席
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・市内NPO法人による連絡会議への出席 ・NPO法人すさのおの風、今市シャーネエレテと連携協議
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの終活セミナー（11/26(土) 今市コミュニティセンター）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家勉強会 IN 佐田町（12/17(土) NPO すさのおの風）

※今後の予定

- ・ 3月10日（金） 伊野自治協会「移住・空き家部会」勉強会開催
- ・ 3月15日（水） 大社ロータリークラブ ゲストスピーチ

山陰総合

山陰(史稿)
大田(中3年)

空き家活用へ多言語化 出雲市がポルトガル語チラシ



「いずも空き家バンク」の仕組みを紹介したポルトガル語のチラシ

外国人の空き家活用を促すため、出雲市が売却や賃貸を希望する物件を集めた「いずも空き家バンク」の多言語化を進めている。市内で最も人口の多いブラジル人向けに空き家バンクを周知するポルトガル語のチラシを作成。今後、物件を

外国人の空き家活用を促すため、出雲市が売却や賃貸を希望する物件を集めた「いずも空き家バンク」の多言語化を進めている。市内で最も人口の多いブラジル人向けに空き家バンクを周知するポルトガル語のチラシを作成。今後、物件を

紹介するホームページ（HP）も翻訳し、情報を得やすい環境を整え、市内に2500軒以上ある空き家の有効活用を進める。チラシはA4サイズで、理解しやすいよう図を使って空き家バンクの仕組みを紹介。ブラジル人になじみのない「空き家」という言葉の説明に加え、購入方法や実際に空き家バンクを通じて購入したブラジル人からのアドバイスも載せた。問い合わせがあれば、担当者も市国際交流員など通訳と一緒に説明する。

出雲市には6月末時点で2208世帯3765人のブラジル人が暮らす。近年はブラジル国内の治安などを考え、家族での来日や家族を呼び寄せるケースが増えているという。市内でブラジル人を雇用、派遣する事業者によると従業員のうち約90人が家を建て、空き家に対するニーズもあるとみられる。

実際に2020年度、21年度ともに1件ずつ空き家

江の川水害

中国地方整備

国土交通省中国地方整備局の森戸義典局長(55)が27日、広島市内で就任会見を開き、江の川流域などで頻発する水害を念頭に「安全安心の確保を著実に進めたい」と述べた。

最優先課題として「災害への対応力を高める必要が

バンクの登録物件をブラジル人が購入した事例があり、問い合わせも増えている。

市は物件の面積や金額、間取り、特徴などを記載したHPのポルトガル語版を制作し、間口を広げる計画。その後、他の言語での展開も検討する。

21年4月時点の市内の空き家は2652軒あり、市空き家対策室の小形淳室長は「空き家の活用をさまざまな角度から進めていきたい」と話した。

(月森かな子)

空き家対策、出雲で注目の取り組み 専門家で作るNPOが相談センターを運営 (Sデジオリジナル記事)

山陰

2022/8/18 04:05

拡大する

相談物件の活用法を検討するNPO法人出雲市空き家相談センターの会員＝出雲市内

出雲市で懸案の空き家対策が少しずつ進み始めた。市が運営していた「いずも空き家バンク」を6月、NPO法人出雲市空き家相談センターに委託し、空き家所有者向けの情報発信や相談会の開催、売買に向けた支援が展開されるようになった。空き家は中心市街地に多く、区画や面する道路が狭く、権利関係が複雑など全国的に対策が難しい。家屋の老朽化と相続人の高齢化も課題で出雲市の取り組みは注目される。

(出雲総局報道部・月森かな子)

出雲市には2021年4月時点で2652軒の空き家がある。市によると、うち約430軒が老朽度などから不動産業者に敬遠されがちで、売却や賃貸といった流通に乗りづらいため対応が難しいという。

市はNPO法人出雲市空き家相談センターに相談や発生予防のための周知啓発、物件情報を集めた「いずも空き家バンク」の運営、登録支援を委託した。NPOは司法書士や行政書士、宅地建物取引士、市内の不動産業者が加盟する出雲宅建センター、解体業者など資格や関連知識を持った専門家や団体が会員。さまざまな視点で助言することができ、課題の解決につながる。

NPOでは月1回定例会を開き、空き家バンクの登録支援物件や相談の情報を共有する。会員がそれぞれの立場で活用法を提案する。6月以降、空き家バンクの登録支援から売却までこぎ着けた事例が2件あり、ほかにも相談から売却や空き家の撤去につなげた事例もあるという。

9月には市内で空き家相談会を開き、不動産の相続準備や実家の片付け、整理などの案件も受け付ける。物件の利活用に加え、空き家にしない対策の周知を図る。地域ごとの勉強会も開き、住民同士で相談、解決ができる態勢づくりを目指す。

知った市内

山陰 8/25

出雲市とシルバーセンター

空き家問題解消へ連携

空き家問題の解消に向けて高齢者の理解を深めようと、出雲市が24日、市シルバー人材センターと空き家の発生予防や管理に関する連携協定を結んだ。写真。センターの会員や入会希望者に相談窓口の紹介や適正な管理方法を伝え、空き家の増加を防ぐ。センターは60〜90代の9

63人が所属。空き家の清掃や庭木のせん定、除草といった管理や、建物や敷地を自視で確認する点検サービスを実施している。

市は、センターが月1回発行する会報誌や週1回の入会説明会を通じて、空き家に関する情報を提供。早めの相談や問題意識の醸成につなげる。

原さんは
やされて
かける。
午前8時
休。

市花町、境台場公園内の慰霊塔前

新国
ら
隻
艦
ど
式
件
美

保鑑会が主催し、約20人が参列。半旗を掲げ、黙とう、献花で冥福を祈った。

両会の会長を務める菊地英夫さん(70)が、追悼の言葉を述べるとともに「国の水中文化遺産指定を目指す」とし、沈没艦がある海底付近に記念碑などの設置を考えていることも明らかにした。

(松本稔史)



空き家問題の課題の一つに相続登記がされないまま放置され、所有者不明で売却や利活用が進まないケースがある。法律改正で20

24年4月から不動産の相続登記が義務化されることもあり、制度の周知と相続登記の促進を図る。

締結式で飯塚俊之市長は「十分に周知できなかった人たちに直接情報を届けることができる」とあいさつ。

高見英明理事長は「会員には1人暮らしや高齢者世帯が多く、空き家に関する啓発は非常に意義がある」と話した。

市によると、県内のシルバー人材センターと自治体が空き家対策に関する協定を結ぶのは初めて。

(月森かな子)

子供を交通事故から守ろう
黄色い手帳運動協賛者

【米子】 齋古桂子、上村正、尚徳公民館、妙喜寺(足立正悟)、シオン

老人福祉施設に介護用品を贈る
老人介護運動協賛者

【米子】 クーブクレール、西鷲龍心堂、笑い庵、妙興寺、潮学
【境港】 景山清子、早川伸介、泉純一、佐々木誠、門脇英隆、まるか商事、足立伸夫

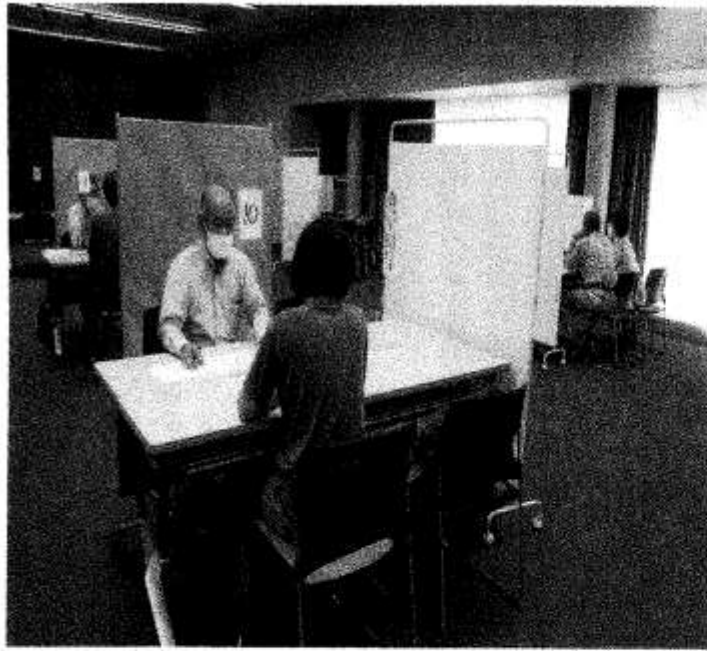
空き家相談会に50件

各専門家がアドバイス

出雲

NPO法人出雲市空き家相談センター（小豆澤貴洋理事長）が24日、同市今市町の出雲市役所くにびきホールで「ワンストップ空き

家相談会」を開いた。市内外から50件の相談があり、各分野の専門家が対応した。この日は、事前に申し込んだ相談者が来



場。同センター会員の宅地建物取引士、土地家屋調査士、司法書士、税理士、地元信用金庫、遺品整理士などが、専門家として具体的なアドバイスを行った。内容によっては、複数の専門家での1件の相談に応じるケースも見られた。

同センターによると、この日の相談内容は今からできる相続の準備、遺言書の書き方、処分するために誰に相談すればよいかなどが多かったという。

近年、同市内でも空き家に関連した各分野の専門家がブースに分かれ相談に対応した。24日、出雲市今市町の出雲市役所

全国同様に空き家が急増。昨年4月末で2600件以上の空き家が存在すると推計されている。

同センターは今年4月から、空き家相談業務や空き家バンク登録事業を同市から受託。これまでの相談には「将来、空き家になったらどうしよう」という内容が半数近くを占めるという。

小豆澤理事長は空き家の増加について、「基本的に親の世代が若い世代に遠慮し過ぎてい

るのでは。出雲には誇れる伝統がある。親の世代が子や孫に伝え、地元を大切に育てる必要がある」と話した。

(第3種郵便物認可)

京都芸術大（京都市）に通う島根県出身の学生3人が出雲市大社町蔭根で空き家を改修したアートスペースを開設する。学生や無名の作家、目新しい作品と出合える場として、8月オープンを目指す。芸術とは縁がないという人たちにも気軽に立ち寄りてもらえるよう喫茶スペースも設け、アートに触れる入り口となる空間づくりを思い描く。（平井優香）



空き家を改修したアートスペースの開設準備を進める（左から）上田ちひろさん、鎌田咲さん、笠置七都望さん。出雲市大社町蔭根

島根出身京都芸術大生3人

出雲の空き家改修 アートスペースに

3人は、同大芸術学部4年の上田ちひろさん（21）、笠置七都望さん（21）、3年の鎌田咲さん（31）。松江市出身の鎌田さんが授業で、祖父母が生前住んでいた空き家をアートスペースにする案を発表。同市出身の上田さんが興味を持ち、島根県西ノ島町出身の笠置さんも加わった。

「都市部と地方のアートに関する情報量の差を埋めたい」という、共通の思いがある。

京都で暮らし、大きな美術館や有名なギャラリーではなくても、斬新で、既視感のない作品がまたあるのを知った。その多くは学生や若い無名作家が手掛けたもののため、情報が少なく、知られていない。

鎌田さんは「アートは才能がある人や興味がある人

「もっと身近に芸術触れて」

だけのものではない。見てもうえば考えが変わったり興味湧いたりする。もっと身近にアートを体験できる場所が必要だと感じた」と力を込める。

昨年5月に「ねねプロジェクト」と名付けて活動を始めた。築60年の木造2階建ての空き家で、14畳の和室をコンクリート床のアートスペースに、6畳の和室を喫茶スペースにそれぞれ改修中。運営は、3人が長期休暇を利用し、協力者も募りながら続ける考えで、5月17日までクラウドファンディングで改修費、運営費を募っている。

オープン後の第一弾企画は、使わなくなった陶器を焼き直して生まれ変わらせる陶芸家の松井利夫さんの展覧会。上田さんは「島根からアートの根っこを育てたい」と話し、笠置さんは「この場所が『島根の価値』の一つになればうれしい」と意気込む。

特徴生かし改修を



浴室や洗面所を確認し、改修案を話し合う生徒たち—出雲市姫原町

【出雲】空き家の利活用。それぞれが図面を作った。つなげようと、出雲工業高校（出雲市上塩冶町）建築科の3年生9人がこのほど、出雲市内の空き家を訪れ、改修案や活用法を考え

た。それぞれが図面を作った。つなげようと、出雲工業高校（出雲市上塩冶町）建築科の3年生9人がこのほど、出雲市内の空き家を訪れ、改修案や活用法を考え

階建て住宅。生徒は間取り図を手にとり、和室や浴室、台所を見て回った。メジャーで押し入れを測り、階段の勾配を確認して改修する点や残す点をメモした。

松永優依さん（17）は「和室の欄間やふすまの紙のデザインに特徴があり、うまく生かした改修案にした。実際に見てみないと分からない発見がたくさんあった」と話した。

現地調査は「空き家の再生を通してSDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指す」をテーマに取り組み課題研究の一環。生徒は来年1月末をめどに住宅以外の活用法を含めた改修案を完成させる。

（月森かな子）

主作品
に約27
日、日

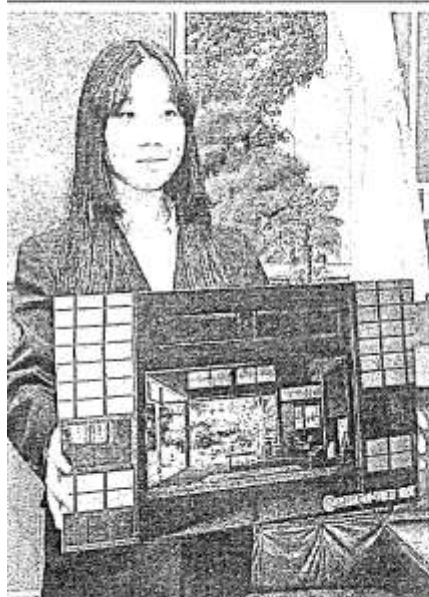
全国古民家フォト甲子園

大社高の橋村さん金賞

地域に残る古民家や町並「しん」。静寂の意味を込め、切り取る全国写真コンテスト「第11回古民家フォト甲子園」の中高生部門で、大社高校写真部2年の橋村愛桜さん（17）が金賞に輝いた。古民家の落ち着いた空気感が伝わる一枚で、島根県内初めての受賞者となった。

中高生部門は「地域の歴史を紡ぐ古民家」をテーマに全国から195点の応募があり、最優秀賞、金賞、銀賞、銅賞、審査員賞が各1点選ばれた。

橋村さんの受賞作品は



金賞を受賞した写真のパネルを手にする橋村愛桜さん—出雲市大社町北荒木、大社高校

（佐野翔一）

（村成美）

40年に日
た中世の
る官民団
文化を活
づくり実
かけ実現
が自治体
るのは初

国交省空き家対策強化へ

NPOと連携、法改正視野

AK 10.26
中央科技

国土交通省は、空き家対策を強化する。地方自治体が民間非営利団体（NPO）などと連携して、空き家の発生を抑え、有効活用を進める仕組みの構築を目指す。25日に有識者会議の初会合を開催。来年1月に取りまとめ、空き家対策特別措置法の改正も検討する。

これとは別に老朽マンションと判断した。NPO対策の検討会を31日に設置。管理や修繕、再生方法などを話し合い、来夏ごろに集約する。

倒壊の危険性や高齢化が進む空き家を巡っては、特措法で自治体为主导して撤去する制度を設けている。空き家は増加する一方、自治体は人手が不足。危険性が高まる前に、民間の力を得て適切な管理や活用を促進する必要がある。

一方、マンションは建物耐震では、建て替えなど再加え、居住者の高齢化が生じた場合にも、修繕を進む。国交省によると、築40年以上のマンションは21万戸あり、年末時点で118万戸。検討する。

中電が免許延長申請

上関原発予定地埋め立て



中国電力は25日、山口県上関町で計画する上関原発の建設に必要な海の埋め立て免許の延長を県に申請した。現在の免許は2008年1月までで、27年6月までの期間の延長が立つまで埋

での延長を求めている。村岡副知事は25日の記者会見で「法律にのっとって適切に審査する」と述べた。中国電は08年10月に免許

続売 1/16

空き家の管理不全是正

改正法案提出へ

税優遇を解除

人口減を背景に増える空き家への対策を強化するため、国土交通省は「空き家対策特別措置法」を改正する方針を固めた。政府関係者への取材でわかった。管理が不十分な物件を新たに「管理不全空き家」と規定。改善の行政指導に従わなければ、ペナルティとして、住宅としての固定資産税の優遇措置を解除し、適正管理や有効活用を促す。23日召集の通常国会への改正法案の提出を目指す。

国交省が新規規定

住宅が立つ土地には、国交省が全国施行された空き家対策特別措置法が6分の1に減額されるなどの優遇措置がある。これが老朽空き家を解する要因とされる。2015年に

空き家対策特別措置法の改正案のポイント

区分	管理不全空き家(新設)
対象	今後、指針で定める(敷地に雑草が繁茂している、窓が割れているなどを想定)
行政対応	適正な管理を指導・勧告 税の優遇措置を解除

住宅が立つ土地には、国交省が全国施行された空き家対策特別措置法が6分の1に減額されるなどの優遇措置がある。これが老朽空き家を解する要因とされる。2015年に

や、行政代執行で解体することを可能とした。

しかし、全国には別荘や賃貸用などを除く、居住目的のない空き家が約350万戸(2018年)あると見られる。このうち20万戸以上ある。改正法案は、より早い段階で広範に対策を促した

海自護衛

海上自衛隊は、山口県・周防大島沖で自力で航行できなくなった護衛艦「いなづま」について、民間船によるえい航を実施した。

海自によると、えい航は